

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石岡市	八郷地区(柿岡地区、小幡地区、芦穂地区、恋瀬地区、瓦会地区、園部地区、林地区、小桜地区)	令和3年3月29日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4,799.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3,318ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1,142.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	584.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	78.5ha
⑤地区内において中心経営体人数(追加)	計184名(12名)
(備考)	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

担い手の出し手はいるが受け手が限られている。
農地が利用されず耕作放棄地が今後さらに増加する懸念がある。
農地を譲り渡したいが、ほ場の条件が悪いため受け手が見つけられない。
有害獣被害の対策を行わないと、農業することが難しい場所がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

八郷地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や営農組合が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

担い手の分散錯圖を解消するために農地を交換しようとする人は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(農地中間管理機構の活用方針)

将来、農業をリタイア・経営転換する人は原則として、農地を機構に貸し付けていく。

(次世代を担う農業者の確保と育成方針)

中心経営体の高齢化が進んでいくことから、新規就農の相談があった場合には受け入れ等を積極的に行い新たに就農するものが自立できるよう地域で営農指導等のサポートができる体制づくりに取り組む。

(農地の保全への取組方針)

中心経営体だけではなく、集落の農業者、土地の所有者一体となって農地の保全に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策(電気柵の設置や追い払いなど)の取り組みを目指す。

(話し合いの機会)

土地の所有者や耕作者が集まる際には、農地利用等に関して話し合いを行う。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。